

## 簡易税金還付計算シート

税金の還付を受けましょう！

譲渡時に譲渡損失が出た場合は、確定申告による税金の還付や住民税の軽減を受けることができます。

所得税額早見表(平成19年分以降)

課税所得(A)		税率(B)	税額控除(C)
0円	～ 1,950,000円 以下	5%	
1,950,000円	～ 3,300,000円 以下	10%	97,500円
3,300,000円	～ 6,950,000円 以下	20%	427,500円
6,950,000円	～ 9,000,000円 以下	23%	636,000円
9,000,000円	～ 18,000,000円 以下	33%	1,536,000円
18,000,000円	～	40%	2,796,000円

住民税所得割額早見表(平成19年分以降)

課税所得(D)	税率(E)
一律	10%

- ・年間課税所得  万円 (年間所得－各種控除)
- ・会員権取得費用  万円 購入時の売買手数料、名義書換料も含まれます。
- ・売却金額  万円 売買手数料も含まれます。
- ・譲渡損失額( - )  万円

[年間課税所得]

[税率]

[控除額]

・当初の所得税

$$\text{[ ] 万円} \times \text{(B1) \%} - \text{(C1) 万円} = \text{[ ] 万円}$$

・損益通算後の所得税

$$\text{( [ ] 万円 - [ ] 万円 )} \times \text{(B2) \%} - \text{(C2) 万円} = \text{[ ] 万円}$$

・当初の住民税

$$\text{[ ] 万円} \times \text{(E1) \%} = \text{[ ] 万円}$$

・損益通算後の住民税

$$\text{( [ ] 万円 - [ ] 万円 )} \times \text{(E2) \%} = \text{[ ] 万円}$$

所得税還付・・・「当初の所得税」-「損益通算後の所得税」

住民税の軽減・・・「当初の住民税」-「損益通算後の住民税」

譲渡損失額が課税所得額を上回ると、所得税は全額還付、住民税は0円になります。